

11 川手忠義に法学博士の学位授与認可申請

(大正十四年九月)

(欄外注記1) (欄外注記2)

内務部長 (近藤印)	内務部長
学務兵事課長 (近藤印)	学務兵事課長 (近藤印)
主任印	主任印
大正一四年八月二七日 案起	大正一四年九月二六日 案起
進	下
達	付
中央大学長	同上ニ対スル指令
学位授与認可申請	大正十四年九月二六日
(法博) 川手忠義	認可
右第三式経由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	右第四式経由印ヲ捺シ 神田 郡区役所へ送付スルモノトス

(欄外注記5)

進達願

別冊学位授与認可申請書文部省へ御進達被成下度此段奉願候也

大正十四年八月十九日

神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長

法学博士 岡野敬次郎印

東京府知事 宇佐美勝夫殿

大正十四年八月十九日

東京市神田区錦町二丁目二番地

東京市芝区愛宕下町四丁目壱番地寄留弁護士

中央大学学長

山梨県平民

法学博士 岡野敬次郎印

川手忠義

文部大臣 岡田良平殿

明治十五年五月三日生

### 学位授与ノ件

山梨県平民川手忠義ヨリ別冊論文「大臣責任訴訟ノ研究」ヲ提出シ法学博士ノ学位請求有之候ニ付学部教員会ノ選出シタル三名ノ委員ニ審査セシメ該報告ニ基キ法学部教員会ノ議ニ附シタル結果法学博士ノ学位ヲ授与スヘキモノト議決相成候ニ付論文、参考論文、其ノ審査要旨、調書、履歴書等相添右認可申請候也

### 調書

一、学位請求者 山梨県平民 川手忠義

一、学位令第四条後段ニ該当スルモノ

一、学位授与ノ為メ開カレタル教員会会員ノ定数十四名内二名

事故欠席出席者十二名全員一致ヲ以テ可決

一、論文ハ学位授与後六ヶ月以内ニ印刷公表ノ予定附属論文別冊ハ公表セス参考論文「日本英米比較憲法論、英國憲法及行政法綱領」ハ既刊発表ス

一、論文ハ学位令第七条後段ニ該当セサルモノト思考ス

以上

右相違無之候也

大正十三年二月二十五日

右

川手忠義

川手忠義氏大臣責任訴訟ノ研究ト題スル論文ヲ提出シ法学博士ノ学位ヲ請求セリ而シテ別ニ参考トシテ日本英米比較憲法論、英國憲法及行政法綱領ナル著書ヲ添ヘテ提出シタリ岡野中央大学学長ハ中央大学学位規程第五条ニ依リ下名等ニ署スルニ論文審査委員ヲ以テセリ依リテ茲ニ審査ノ結果ヲ報告ス

# 一

本論文ノ著者ハ國務大臣彈劾制度ノ立憲政治上欠クヘカラサル所ノモノタルコトヲ論証シ我カ日本ニ於テモ大臣責任訴訟制度ヲ設ケテ憲法法律ノ嚴正ヲ保ツノ必要アルコトヲ主張ス抑モ大臣責任訴訟ノ事ハ英國ニ起リテ他ノ諸国普及シ歐米各立憲国ニ於テ少クトモ制度トシテハ殆ト之ヲ認メサルモノナク而モ我力日本ニアリテハ憲法又ハ法律ニ於テ之ニ關スル何等ノ規定ヲモ存セサル所ノモノタリ是レ著者カ之ヲ論証スル為ミニ大努力ヲ致シタル所以ナリ國務大臣ニ大任重責アリト云フコト其責任ヲ正タス為ミニ其制度ヲ完備セサルヘカラスト云フコトハ敢テ新且奇ナリトセス只本論文ノ真価値ハ則チ著者カ拝ヒテ責任訴訟制度ヲ取り議論頗ル艱深ク極メ其拠証ヲ示ス為ミニ博引傍搜其ノ渾身ノ力ヲ尽シタル点ニアリ從テ著者ノ学植ト識見トヲ判断<sup>(マッ)</sup>スヘキ点亦此ニ存ス

## 二

著者ハ大臣責任訴訟ノ沿革ヨリ説キ起シテ希臘羅馬ノ古制ヲ述ヘ英米伊独諸国ノ実例ヲ挙ケ更ニ大戦後新タニ制定シタル諸國憲法ニ説キ及ホシ其間國家論アリ国家刑罰権論アリ議論頗ル複雜ヲ極メ且動モスレハ輒チ政治問題タル内閣責任論ト司法問題タル大臣責任訴訟制度ヲ相混シテ説クカ如キ嫌ナキニアラスト雖モ亦是レ責任訴訟制度ノ為ミニ自己ノ主張ヲ詳悉スルノ熱心ニ出ツルモノニ外ナラスシテ其ノ拮据醜勉ノ痕跡歷々タリ若シ國家論國家刑罰権等ニ就テ一々検討スルアラハ或ハ解説未タ十分ナラサル所アルヘシト雖モ之ヲ視テ以テ大臣責任訴訟論ノ

序言ト為ストキハ則チ其勞作ノ多大ナリシコトヲ認メサルヘカラス就中我カ日本ノ上古ニ於ケル有司ノ責任及ヒ其制裁ノ事歴ヲ尋不大宝令以下武家時代ノ制度ヲ究メテ其主義政策ノ存スルトコロヲ明カニシタルハ蓋シ著者ノ甚タ意ヲ用フル所タリ

## 三

著者ハ我カ日本ノ現行制度上大臣責任訴訟ノ規定ヲ欠クコトヲ遺憾トシ其ヲ制定スルノ必要ヲ主張スルコトヲ以テ本論文ノ主眼ト為ス我カ憲法施行以来大臣責任訴訟トシテ之ヲ処理スヘキ事件頻発スルモ其規定ヲ欠クカ為ミニ常ニ之ヲ曖昧模棱ノ間ニ葬リ去リテ永ク疑惑ヲ世間ニ遺コシ且其ノ憲法法律ヲ嚴正ニ護持スル所以ニアラサルコトヲ切言ス只其事ハ大臣有力者ノ間ニ連リ且其人若クハ其人ノ親属及ヒ関係者今猶ホ世ニ現存スル者多キヲ以テ著者自己ノ論証ノ為ミニ他人ノ名譽ヲ傷クルコトヲ憚カリ其詳細ナル資料ハ之ヲ別冊ニ蒐録シテ之ヲ世ニ公ニスヘキ本論文ノ外ニ置キタリ乃チ別冊第一、從来ノ司法権力克ク独立ノ実ヲ挙ケ得サリシ事例第二、從来ノ閣臣其他ノ大官ニ不正ノ所行少ナカラサリン事例是レナリ著者ノ用意ヤ周到ナリト謂フヘシ然レトモ著者ノ主張ノ第一根拠ト本論文ノ主一眼目トハ實ニ此別冊ノ記実ニアリ著者ノ最モ力ヲ用キタル所モ亦蓋シ此ニアリ而シテ其ヲ公刊シ得ストセハ著者ノ不本意ヤ知ルヘク審査者亦此ニ同情ヲ寄スルコトヲ禁スル能ハス

## 四

憲法及ヒ法律ノ嚴正ヲ保ツカ為ミニ大臣責任訴訟ヲ設クヘシト云フコトハ実ハ世間有リフレタル議論ニシテ毫モ新且奇トスヘ

キ所ノモノ無シ独リ著者カ「國務大臣自身ノ政治的人格ヲ保護

スル為ニモ彈劾制度ノ必要アリ」ト為シテ「苟モ咎ムヘキ事ア

レハ則チ公明正大以テ之ヲ処理シ其事実ヲ明カニシテ其死刑ヲ

正シ責任者法廷ニ於テ堂々ト自己カ至誠、國ヲ思フテ為セシ赤

心ヲ吐露シテ國民ノ前ニ表明スヘク而モ其事カ法條ノ細節ニ抵

触スルノ故ヲ以テ罪アリトスレハ潔ク之ヲ甘受スヘク」隱居謹

慎等ノ姑息手段ヲ以テ隠秘ノ間ニ事ヲ葬ルハ却テ責任者ヲ不測

ノ罪ニ陥レ世人ヲ無限ノ疑惑ニ鎖ササシムルモノト為シ仏蘭西

政治家カイヨーカ有罪ノ決定ニ依リテ一タヒ追逐セラレタルノ

身ヲ以テ揚々トシテ仏國政治界ニ復帰シ内閣ニ入リテ國務ヲ担

当シタルカ如キ類例ヲ挙ケテ大臣責任訴訟ハ当事者ノ為メ將タ

一般國民ノ為メニ有益ナルコトヲ論証セル一段ハ殆ト前人未發

ノ言ト云フヲ得ヘク著者ノ如キ法治國主義ヲ抱持スル者ノ意見

トシテ此説アルハ國ヨリ其處ナリト謂ハサルヘカラス

## 五

本論文ハ我カ日本ニ於テ懲戒主義ニ基クトコロノ大臣責任訴訟制度ヲ設クヘシトイフコトヲ主眼ト為シ些ノ新奇ノ言ヲ挾マスト雖モ本論文ニ記述スル所ノモノニ就テ第一ニ著者ノ學問ノ素養如何ヲ視第二ニ其努力勞作ノ次第ヲ尋不第三ニ其議論主張ノ特殊ノ識見ヲ具フルヲ認メ法學博士ノ學位ヲ授与セラルヘキ資格ヲ有スルモノト認定ス

大正十四年七月二十五日

審查委員

法学博士 馬場 瑛一  
法学博士 美濃部達吉

中央大学学長法學博士 岡野敬次郎殿

〔欄外注記1〕  
「收受丑学第一二〇五一号」「施行九月二日」

〔欄外注記2〕  
「判決九月二十八日」「施行九月二十九日」

〔欄外注記3〕  
「完結」「記入済(松川印)」

〔欄外注記4〕  
「神田区役所経由」

〔欄外注記5〕  
「東京府收受・大正十四年八月二十五日・丑学第一二〇五一号」

〔大正十四年 学務兵事課 学事 私立学校 冊の十二  
306 G<sup>5</sup> 2〕